

JAB PD200 第17版 D2「製品認証機関の認定の手順」へのパブリックコメント及び処置

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	大坪孝至	2	1 - 6	T	認定の分野別指針の中には、最新版だけではなく旧版を使用するものが含まれている(例：セキュア制御製品及び開発ライフサイクル・プロセス)。従って、例外として、必要な場合には旧版の使用を許容する文言に修正すべきである。	この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改訂版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。 <u>ただし、旧版の基準文書の使用を許容する特定の製品認証スキームの認定においては、旧版を使用することがある。</u> 国際規格については、当該規格を基に技術的内容及び構成を変更することなく作成された日本工業規格(以下、「JIS」という)が発行された時点で、同JISに読み替える。本協会の文書は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能。	○ 表現を修正し、採用しました。
2	大坪孝至	2.2	1 - 2	T	認定の基準として適用することを明示すべきである。ま	次に掲げる文書は、 <u>認定の分野別指針基準</u> として該当機関の認定審	△ これらの文書は認定サブスキームの枠組みを明

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					た、表題と重複する言葉は削除すべきである。	査及び関連する認定活動に適用する。	示しています。認定の基準となるのは、これらの文書が引用している製品認証スキームの要求事項です。これら文書自体が基準となることはありません。そこで、これらの文書の位置づけを明確にしました。
3	大坪孝至	2.4		T	関連文書の使い方を明示すべきである。		○ IAF のウェブある IAF MD 文書の目的を参考に、この文書の適用目的を明確にしました。
4	大坪孝至	16.4 j)		T ,E	「他の条件」以降の文章が欠落し不完全である。	上記以外で、本協会の認定の手順に定められた当該機関の義務に違反した場合で本協会が <u>一時停止に該当すると認めた場合</u>	○ 採用しました。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。